

安全のしおり

第4版

～事故ゼロを目指して安全就業を実践しよう！～

安全行動の誓い

私たちは、

- ☆常に安全を最優先し、焦らず行動いたします。
- ☆過去の事故・災害を忘れず、これを教訓として行動します。
- ☆日々危険予知活動を実行いたします。
- ☆技能の向上につとめ、安全作業をします。
- ☆常に仲間とコミュニケーションを活発にし、行動いたします。
- ☆常に安全意識を持ち、事故・災害ゼロを実現いたします。

平塚市生きがい事業団

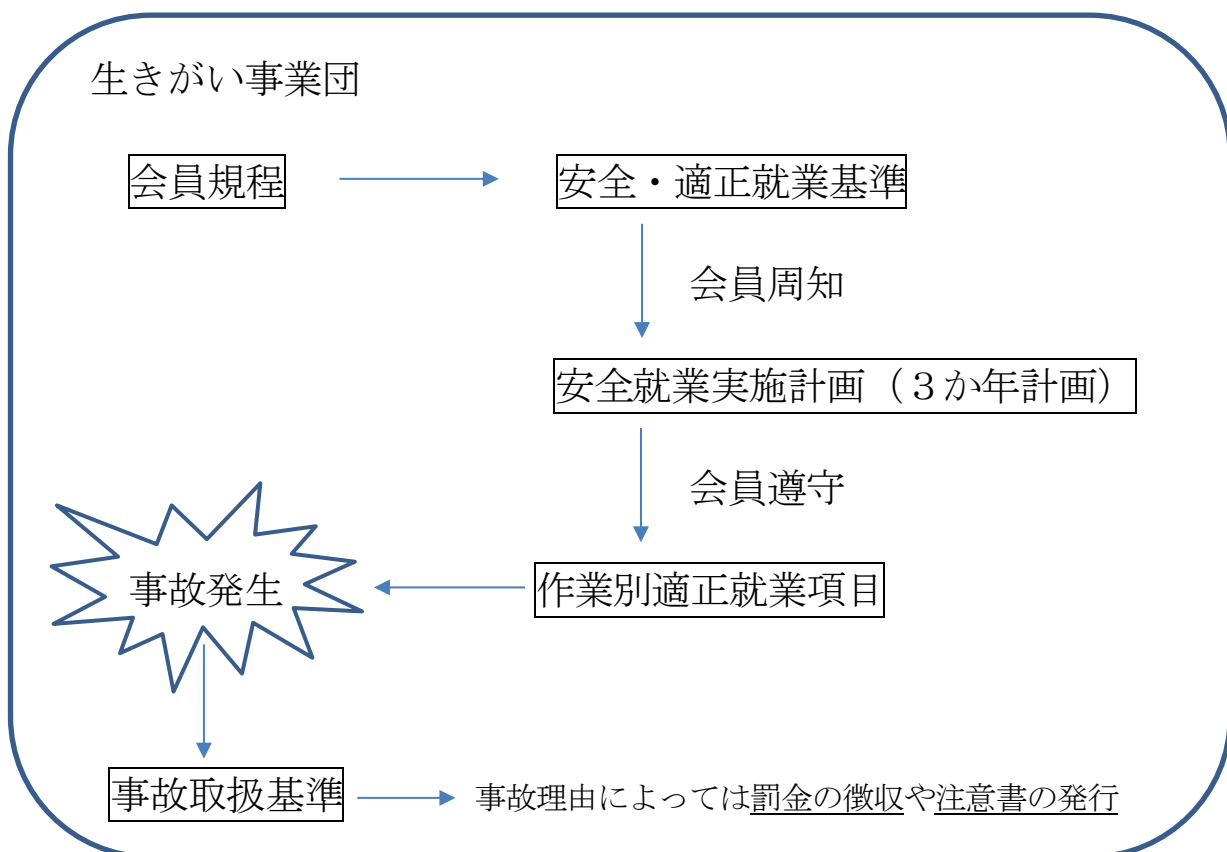
安全管理委員会

「安全のしおり」の改定について

平塚市生きがい事業団では、会員が安全就業の重要性を認識し、年間「事故ゼロ」を達成できるように「安全のしおり」を作成しています。

しかし、近年、事故件数は年々増加し「就業中」や「就業途上」で多くの事故が発生しています。

再度、安全就業を徹底させるため、各種基準や安全のしおりを改定し、取り組みを強化することとしました。



1. 安全就業実施計画（目的・目標）

会員一人一人が安全就業基準を遵守し、「安全は最優先」と「作業効率より安全確認」を十分に理解したうえで、次の目標を目指して就業することを目的とします。

- ア 傷害・賠償事故「ゼロ」を目指します。
※特に刈払い機による飛び石事故「ゼロ」
- イ 交通・就業途上事故「ゼロ」を目指します。
※特に就業途上の自転車転倒事故「ゼロ」
- ウ 安全を常に意識して就業します。（危険予測の励行）
※特に班長による朝礼やラジオ体操の実施
- エ 健康を保ち生きがいに満ちた安全就業ができる環境をつくります。
※特に転倒・転落事故を防止するための装具の着用

2. 「安全の日」の創設

生きがい事業団会員は、

毎月 10 日を「安全の日」

と定め、「安全はすべてに優先する」「家を出てから帰るまでが仕事」を常に意識し、作業前の朝礼などを活用して組織的に継続した安全就業に取り組む日とします。

3. 「作業別適正就業項目」の分離・改定

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りを現場で発揮するため、「安全・適正就業基準」から「作業別適正就業項目」を分離しました。

作業の内容に応じて関連する項目を遵守し、事故防止に努めてください。

項目：①植木剪定

②除草・草刈

③福祉・家事支援援助サービス・清掃

④襖・障子・網戸

⑤駐輪場・駐車場

⑥運転・運搬

⑦大工・リフォーム

⑧施設管理

⑨学習教室

⑩その他作業

⑪空き家管理

4. 「事故取扱基準」の改定

年間を通して「事故ゼロ」を目指すため、会員の就業中の意識改革と自己管理を徹底する必要があることから、基準を改定しました。

会員が故意または重大な過失による傷害事故や損害事故を起こした場合、安全管理委員会での決定に基づき、費用の一部を負担するものとし傷害・賠償額の10%（上限3万円）を生きがい事業団安全管理委員会に支払うこととします。

また支払われたお金は、会員のために利用します。

生きがい事業団が加入しているシルバー人材保険概要

本保険は、請負業務会員に適用する。

※就業途上・就業中の補償範囲

就業途上（往復）の傷害補償（事業団主催の講習会等参加時も含む）
自宅敷地を出たところから帰宅して自宅敷地に入るまでが適用範囲

●傷害保険：会員本人が身体に傷害を受けた場合

死亡・後遺 1000 万円

入院日額 5000 円（支給限度日数 180 日）

通院日額 3000 円（支給限度日数 90 日）

※直ちに医師の治療を受けてください（各自健康保険証で）

※熱中症はシルバー保険の対象とはなりません

●賠償責任保険：会員が就業中に他人の身体・財産に損害を与えた場合

（1 事故あたり）

身体賠償限度額 5000 万円

財物賠償限度額 5000 万円

※公用車両に係る事故は、自動車総合保険での対応となります

※会員の故意または重大な過失による事故の場合は、傷害・賠償額の10%（上限3万円）の会員負担が発生します。

※紛失事故や自動車の所有、使用、管理に起因する賠償事故が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」又は、「自動車総合保険」で担保できない賠償は、会員負担となります。

◎事故が発生した場合は、速やかに事業団担当者までご連絡ください。

◎派遣先での事故は、事業団派遣担当者までご連絡してください。

◎本保険給付内容は、変更されることがあります。

5. 「事故報告書」の提出

万が一、事故を起こしたら、事故の程度にかかわらず、速やかに生きがい事業団への連絡と「事故報告書」を提出してください。

事故報告書は、「事故取扱基準」に掲載されています。

6. 熱中症予防対策（5月～9月頃）

熱中症は死に至る可能性のある病態で、めまいやふらつきなど熱中症の初期症状に気づいたら、すぐに休憩してください。また熱で意識がもうろうとして、自分の状態を判断できないまま急に意識を失う場合もあります。

予防法を知りそれを実践すれば防ぐことができます。また、応急処置を知っていれば重症化の回避や後遺症を軽減させることもできます。

予防法

- ◇暑さ指数（WBGT 値）の把握（WBGT 値 33 以上では就業停止）
- ◇休憩場所の用意（日陰等の涼しい休憩場所等を決めておく）
- ◇涼しい服装等（クールジャケット 冷却タオル 通気性の良い帽子等）
- ◇こまめな休憩（暑さ指数が高いときはこまめな休憩や水分塩分補給等）
- ◇熱への順化（暑さに慣れるまで1週間程度かけて徐々に身体を慣らす）
- ◇作業者の健康状態の確認（作業者同士でお互いの健康状態を確認）
- ◇日常の健康管理等（睡眠不足や飲みすぎ、朝食は食べたかなど確認）
- ◇病院の確認（近くの病院の連絡先などを把握）

応急措置

- ◇涼しい場所へ移動し、服をゆるめ体をやすめ冷やす
- ◇氷のうなどがあれば首・脇の下・太ももの付け根を集中的に冷やす
- ◇飲めれば水やスポーツドリンクを補給
- ◇救急車の手配（意識がない場合や意識がはっきりしない場合）

7. コロナ感染症の疑い

ご自身が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者に該当する可能性が生じた場合、または感染不安を感じる場合には 次のとおり迅速かつ適切なご対応をお願いします。

■自分が感染した場合

ご自身が感染した場合は、医療機関の指示に従い、退院または宿泊療養・自宅療養解除の基準を満たすまで仕事を休んでください。また、事務局担当者にも速やかに報告をお願いいたします。

■濃厚接触者に該当する可能性が高い場合

発熱や咳、喉の痛みがある場合や、ご自身が濃厚接触者に該当する可能性がある場合は、次のとおりご対応をお願いいたします。

県が設置しているコールセンター

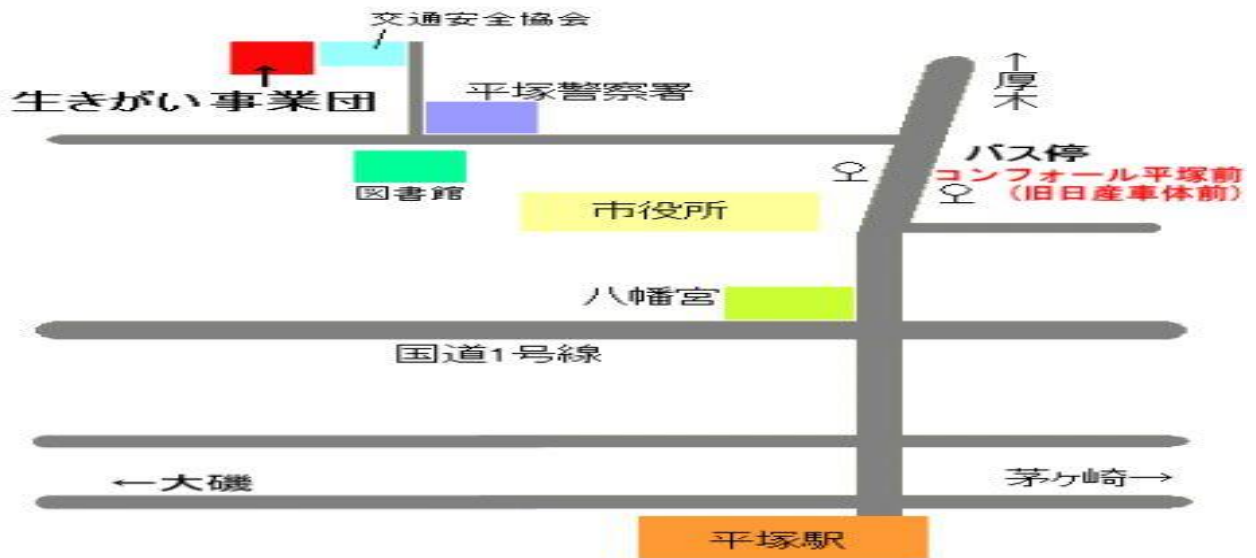
「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」

☎0570-056774（無休／24時間対応）

☎045-285-0536（つながらない場合）

安全就業に必要な「安全・適正就業基準」「安全就業実施計画」「作業別適

正就業項目」「事故取扱基準」については資料編に掲載しています。



公益財団法人 平塚市生きがい事業団

〒254-0073 神奈川県平塚市西八幡一丁目3番2-2号

TEL 0463-33-2335 FAX 0463-35-1744

すべての災害は防ぐことができる
目指せ 途上・就業事故「ゼロ」へ!!

